

第7期障がい福祉計画

I 障がい福祉計画について

1 第7期障がい福祉計画に係る国の基本指針等

(1) 国の基本指針

総合支援法の規定により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障がい福祉計画」を定めることとされています。基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

(2) 基本的理念等

- ①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障がい福祉人材の確保・定着
- ⑦障がい者の社会参加を支える取組の定着

(3) 障がい福祉サービスの提供体制確保に関する基本的な考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、(2)の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し計画的な整備を行う。

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する方に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進

（４）相談支援の提供体制確保に関する基本的な考え方

相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹的相談支援センターを市町村において設置する。

- ①相談支援体制の充実・強化
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がい*者等に対する支援
- ④自立支援協議会の活性化

Ⅱ 主な目標

1 障がい福祉計画の成果目標

障がい福祉計画では、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。

本計画では、前期計画の実績を踏まえて、令和8（2026）年度までの成果目標を以下のとおり設定します。

（１）障害者入所施設の入所者の地域生活への移行目標

施設入所者数	8人	令和3（2021）年度末時点の全施設入所者数
地域生活移行目標者数	0人	現在の全入所者のうち、施設入所から住宅・グループホーム等へ地域移行を目指す人数
削減目標	0人	令和8（2026）年度末時点での削減見込数

過去3年間の施設入所については、新規入所者1名、地域生活移行者1名です。令和8（2026）年度までの地域移行の目標については、現在の施設入所者の状況を踏まえ、人数を定めていません。

今後も地域での暮らしを支えていけるよう、福祉サービスが活用できる体制づくりを進めます。今の施設での暮らしを希望されている方や、家族の高齢化等により、地域生活への移行が難しい方もおり、本人の希望に沿いながら支援をしていきます。入所者の高齢化により、病院や介護施設への移行も考えられます。

（２）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者やその家族の緊急事態に対応できる体制です。具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援及び短期入所等の受け入れ体制の充実や、障がい者の生活の場を施設や親元からグループホームや一人暮らしへ移行しやすくする支援を提供する体制を整え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな支援を切れ目なく受けられるようにすることを目的としています。また、整備手法には、多機能拠点整備型と面的整備型があります。

上伊那圏域では、障がい者総合支援センターを中核に面的整備が完了しました。令和8（2026）年度末までの間、その機能の充実のため、年5回を目標

に検証及び検討を実施します。

	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
地域生活支援拠点等の数	10 カ所	10 カ所	11 カ所
コーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人
運用状況の検証及び検討の回数（回/年）	5 回	5 回	5 回

（３）強度行動障がい有者への支援体制整備

圏域全体で、強度行動障がい児者を継続的に支える仕組みづくりを進めていきます。また、地域移行と地域生活の継続のため、西駒郷と協同し人材育成及び圏域の体制構築を図ります。

		令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
強度行動障がい有者への支援ニーズの把握と支援体制の整備	ニーズの把握	なし	あり	あり
	支援体制の有無	有	有	有
	実施の体制	・特別支援学校との連携や相談支援専門員連絡会等を通して圏域内の支援を要するものの把握を行い、圏域内で共有する場を設置する。 ・圏域全体で強度行動障がい児者を継続的に支える仕組みづくりを行うため、行政、主任相談支援専門員、サービス管理責任者等と定期的な共有の場を作る。		

（４）福祉施設から一般就労への移行目標等

福祉施設から一般就労へ移行する人数を次のように見込みます。

		令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
各 項 目 の 見 込	就労移行支援から	1 人	1 人	1 人
	就労継続支援 A 型から	0 人	0 人	1 人
	就労継続支援 B 型から	1 人	1 人	1 人
	生活介護・自立訓練から	0 人	0 人	1 人
上記のうち、就労定着支援利 用者数		1 人	1 人	1 人

丁寧な就労アセスメントを行い、適切な就労先につなげるとともに、就労後も、就業面だけでなく生活面も含めた一体的な支援を行うことで、就労の定着を目指します。また、本人の生活能力や職業適応能力によらない理由で職場定着が困難とならないよう、就労定着支援事業により一般就労後も安心して働けるよう支援します。

義務教育・特別支援学校高等部修了後に支援が途切れてしまうことが課題であり、支援が届かないことでひきこもりにつながったり、就労でつまずいてしまうケースも考えられます。義務教育・特別支援学校高等部修了後も一貫した支援が行えるよう、支援のつなぎのツールの活用や、支援体制や支援者の連携について協議を重ねていき、「支援の途切れない地域づくり」を目指します。

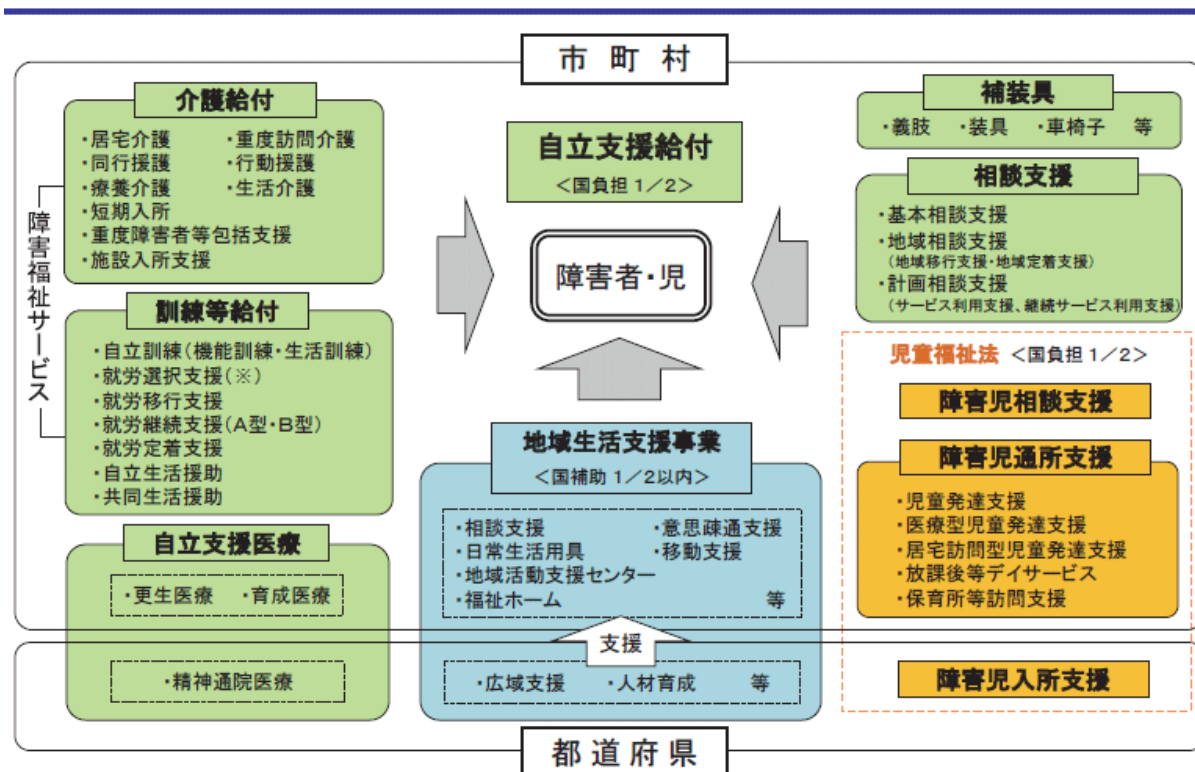
2 活動指標

本節では、本計画期間（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）における各種福祉サービスの見込量を、前期計画期間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）における実績値等を踏まえて設定します。また、この量に応じ、サービスを安定的に共有するための確保の方策を定めます。

〔各種福祉サービスの位置づけ〕

障がい者が利用できる主な福祉サービスには、総合支援法に基づく自立支援給付事業、地域生活支援事業等があります（下図参照）。その他、村が独自に実施している障がい者向け福祉サービスもあります。

障害者総合支援法等における給付・事業



（※）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年12月16日公布）により新たに創設。（施行日：公布後3年以内の政令で定める日）

出典：厚生労働省

[単位について]

- 時間/月…月間のサービス提供時間
- 人/月…月間の利用人数
- 件/年…年間の給付件数
- 件/月…月間の給付件数
- 人…実利用者数
- 人日分…月間の利用人数×1人1か月あたりの平均利用日数

（１）精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、協議の場を設定します。

			令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数			1 回	1 回	1 回
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	分野	保健	3 人	3 人	3 人
		医療（精神科）	2 人	2 人	2 人
		福祉	3 人	3 人	3 人
		介護	2 人	2 人	2 人
		当事者	0 人	0 人	0 人
		家族	1 人	1 人	1 人
		その他	0 人	0 人	0 人
市町村ごとの保健・医療及び福祉関係者における目標設定及び評価		目標設定	ケース検討会等を通して地域課題を見つけ、資源の活用・開発を促進し、支援体制の整備を図る		
		評価の実施回数	1 回	1 回	1 回

（２）相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制を強化する体制を確保するため、以下のように活動指標を設定します。

		令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
総合的・専門的な相談支援の実施見込み	体制の有無	あり	あり	あり
	実施の体制	障がい者総合支援センターが中核となり実施する		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数		5 回	5 回	5 回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		6 件	6 件	6 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込み		4 回	4 回	4 回
個別事例の支援内容の検証実施回数		1 回	2 回	2 回
主任相談支援専門員の配置人数		1 人	1 人	1 人

**（３）自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の
開発・改善**

	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
相談支援事業所の参画による 事例検討実施回数	2 回	2 回	2 回
参加事業者数・機関数	15 団体	20 団体	25 団体
協議会の専門部会の設置数	7 部会	7 部会	7 部会
協議会の専門部会の実施回数	25 回	25 回	25 回

（４）障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制を構築するため、以下のように活動指標を設定します。

■障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
都道府県が実施する障がい 福祉サービス等に係る研修 等への村職員の参加人数	3 人	3 人	3 人

■審査結果の分析と結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無

	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
体制の有無	あり	あり	あり
実施の方法	システムによりチェックした内容を事業所と共有		
実施回数	12 回	12 回	12 回

【訪問系サービス】

① 居宅介護（ホームヘルプ）

- ・ 自宅で生活する障がい者に、入浴、排せつ、食事、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など生活全般にわたる援助を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
時間/月	126.3	137.6	129.7	150	150	150

■見込み

- ・ 継続的な利用があり、今後も同規模も利用が見込まれます。

■確保策

- ・ 第7期でも、現状の利用規模に対応できる体制を継続します。

② 重度訪問介護

- ・ 重度の肢体不自由又は重度の知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動支援など総合的に行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
時間/月	792.7	847.3	855.5	850	1000	1300

■見込み

- ・ 令和3（2021）年度から 24 時間/日の支給決定を行った方がいたため、実績値が増加した経緯があり、今後も 24 時間/日×約 30 日＝720 時間/月という規模での利用が継続すると見込まれます。

■確保策

- ・ 第7期でも、上記の見込量に対応できる体制を継続します。

③ 同行援護

- ・視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に同行して、視覚的情報の支援、移動の援護、食事・排せつ等の介護、その他必要な支援を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
時間/月	0.0	0.0	0.0	0	0	0

■見込み

- ・利用実績がなく、今後も利用を見込んでおりません。

■確保策

—

④ 行動援護

- ・自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
時間/月	307.2	263.4	330.8	300	300	300

■見込み

- ・利用人数が少ないため、利用者1人の利用時間の増減により実績値が変動しますが、令和3（2021）年度からは利用が増加した経緯があり、今後も量は継続または増加が見込まれます。

■確保策

- ・第7期では、現状から若干の増加に対応することを想定します。

【日中活動系サービス】

① 生活介護

- ・常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な支援を行うとともに創作活動又は生産活動の機会を提供します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	406.8	406.1	379.1	432	468	468

■見込み

- ・継続的に利用がある中で長期的にはやや増加傾向もみられ、今後も若干の増加が見込まれます。

■確保策

- ・第7期では、現状から若干の増加に対応することを想定します。

② 自立訓練（機能訓練）

- ・自立した生活や社会生活を送ることができるように、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	0.0	0.0	9.9	20	20	20

■見込み

- ・一定の利用があります。今後は、雇用前・雇用後の一貫した支援や就業・生活両面での一体的支援を通じて、やや利用増を見込みます。

■確保策

- ・第7期では、こうした関連事業との連携もとりながら、支援を継続していきます。

③ 自立訓練（生活訓練）

- ・自立した生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、基礎的な体力づくりとともに、社会性や協調性など生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	39.5	26.6	30.5	30	40	40

■見込み

- ・一定の利用があります。今後は、雇用前・雇用後の一貫した支援や就業・生活両面での一体的支援を通じて、やや利用増を見込みます。

■確保策

- ・第7期では、こうした関連事業との連携もとりながら、支援を継続していきます。

④ 就労選択支援(新設)

- ・障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度				令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分				0	0	4

■見込み

- ・令和7（2025）年度より開始されるサービスのため、令和8（2026）年からの利用量を見込みます。

■確保策

- ・新たに新設されるサービスのため、関係機関と連携しながら進めていきます。

⑤ 就労移行支援

- ・一般企業等への就労を希望する障がい者に一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	26.6	20.2	12.7	20	20	20

⑥ 就労継続支援A型

- ・一般企業への就労を希望する障がい者に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方について、一般就労への移行に向けて支援します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	58.2	49.0	61.1	60	60	60

⑦ 就労継続支援B型

- ・一般企業等での就労が困難な障がい者に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	1154.5	1008.2	983.9	1100	1110	1120

⑧ 就労定着支援

- ・一般就労した障がい者が、職場に定着でき、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人	0.0	0.0	0.1	1	1	1

■見込み

- ・一定の利用があります。今後は、雇用前・雇用後の一貫した支援や就業・生活両面での一体的支援を通じて、やや利用増を見込みます。

■確保策

- ・第7期では、こうした関連事業との連携もとりながら、支援を継続していきます。

⑨ 療養介護

- ・医療と常に介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理看護、介護及び日常生活の支援を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	2.0	2.0	2.0	2	2	2

■見込み

- ・現在は2名が利用しており、今後も利用を継続する見込みです。

■確保策

- ・第7期でも、引き続き現状の量に対応できる体制を維持します。

⑩ 福祉型短期入所（福祉型ショートステイ）

- ・自宅で介護する方が病気などで介護ができないときに、短期間、夜間も含め施設で、食事・入浴・排せつ等の介護、その他必要な支援を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	24.5	12.8	29.4	30	30	30

■見込み

- ・年度ごとに多少の変動がありますが、今後も一定の利用が見込まれます。

■確保策

- ・第7期でも、引き続き現状の量に対応できる体制を維持します。

⑪ 医療型短期入所事業（医療型ショートステイ）

- ・医療的なケアを必要とする方に対応するため、充実した看護体制をとる医療機関による短期入所事業です。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人日分	3.0	3.3	4.4	3	3	3

■見込み

- ・現在は1名が利用しており、今後も利用を継続する見込みです。

■確保策

- ・第7期でも、引き続き現状の量に対応できる体制を維持します。

【施設系サービス】

① 自立生活援助

- ・障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	0.0	0.8	1.1	1	1	1

■見込み

- ・令和4(2022)年度から利用実績があり、今後も若干の利用があると見込まれます。

■確保策

- ・第7期でも、引き続き月に1人の利用に対応できる体制を維持します。

② 共同生活援助(グループホーム)

- ・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	19.3	18.6	20.8	23	24	25

■見込み

- ・利用実績は横ばいですが、今後利用を希望される方が複数いるため、増加を見込んでいます。

■確保策

- ・第7期では、希望される方が入居できるよう、関係機関と連携していくとともに、なるべくこれまでの生活圏に近い場所で入居できるよう、調整していきます。

③ 施設入所支援

- ・施設に入所する方へ、主に夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な支援を行います。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	9.8	9.0	7.8	8	8	8

■見込み

- ・年度ごとに多少の変動がありますが、今後も一定の利用が見込まれます。

■確保策

- ・第7期でも、引き続き現状の量に対応できる体制を維持します。

【相談支援】

① 計画相談支援

- ・障がい福祉サービスの利用申請に必要なサービス等利用計画を作成したり、サービスの利用にまつわる相談に対応したり、関係機関との連絡調整などを行ったりします。
- ・障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある方を対象としています。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	24.1	25.1	25.5	26	27	27

■見込み

- ・継続的な相談利用があり、長期的にみるとやや増加傾向にあります。今後もやや増加することを見込みます。

■確保策

- ・第7期でも、増加する相談に対応できるよう、相談支援専門員の継続的な確保に努めます。

② 地域移行支援

- ・障害者支援施設等に入所している障がいのある方、または精神科病院に入院している精神障がいのある方々に対して、関係機関が協力して退院（退所）後の生活を支える体制をつくり、スムーズに退院（退所）できるようにサポートするサービスです。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	0.5	0.8	0.4	1	1	1

■見込み

- ・令和3（2021）年度から若干の利用があります。今後も、地域移行の後押しを進める中で、利用を見込みます。

■確保策

- ・第7期では、他の事業とも連携しながら、より効果的に地域移行を支援できるよう努めます。

③ 地域定着支援

- ・ 常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。
- ・ 居宅において単身生活する方や、同居している家族による支援を受けられない方を対象とします。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	0.0	0.3	0.0	1	1	1

■見込み

- ・ 令和4（2022）年度から若干の利用があります。今後も、地域定着の後押しを進める中で、利用を見込みます。

■確保策

- ・ 第7期では、他の事業とも連携しながら、より効果的に地域移行を支援できるよう努めます。

【地域生活支援事業】

障がい者の現状を把握しつつ、それに見合った事業を実施することができるよう、関係機関と連携し充実を図ります。

① 相談支援事業

- ・障がい者総合支援センター等、関係機関と連携を図り、障がい者個々のニーズにあった相談体制を強化します。

② 意思疎通支援事業

- ・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣をすることにより、社会参加の支援に努めます。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
実利用者 数(人)	1	2	2	2	2	2
派遣 回数(回)	4	4	4	4	4	4

■見込み

- ・第6期は、派遣回数は当初計画値を下回り、4回で推移しています。第7期も、派遣回数は実績に沿った回数として、当面4回を見込みます。

■確保策

- ・見込んだニーズに対応していきます。

③ 手話奉仕員養成研修事業

- ・聴覚障がい者等との日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人	3	1	0	2	2	2

■見込み

- ・第6期は、養成事業を委託しています。第7期も、現状維持を見込みます。

■確保策

- ・引き続き研修を行い、養成を継続します。

④ 日常生活用具給付事業

- ・重度障がい者に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込み		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
介護訓練支援 用具(件/年)	2	3	1	2	2	2
自立生活支援 用具(件/年)	1	1	0	1	1	1
在宅療養等 支援用具(件/年)	4	2	3	2	2	2
情報・意思疎通 支援用具(件/年)	1	6	15	13	13	13
排泄管理支援 用具(件/年)	273	303	307	330	330	330
居宅生活動作 補助用具(件/年)	3	1	1	1	1	1

■見込み

- ・第6期は、月あたりの件数はどの年度も実績値が計画値を上回っており、量は横ばいで推移しています。第7期は、用具ごとの実績を踏まえて改めて見込み量を定めます。

■確保策

- ・見込み量に対応した給付を行っていきます。

⑤ 移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援者を派遣し、介助等を行うことにより、地域における自立生活・社会参加の促進を図ります。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
時間/月	276	255	268.2	300	300	300

■見込み

- ・第6期は、実績値が計画値を大きく下回りましたが、増加傾向です。第7期も増加する見込みです。

■確保策

- ・見込んだ増加量に対応して、支援を継続します。

⑥ 地域活動支援センター事業

- ・障がい者の実情に応じ、創作的活動・生産活動の場を提供し、社会との交流の促進を図ります。「ぽっかぽかの家」を支援センターに位置付けています。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
箇所	1	1	1	1	1	1

■見込み

- ・第6期は、計画値とおりです。第7期は、増設する予定はありません。現状維持です。

■確保策

- ・現状のセンター運営事業を継続します。

⑦ 訪問入浴サービス事業

- ・家庭において入浴することが困難な身体障がい者に対し、訪問入浴車を派遣し入浴サービスを提供することにより、快適な家庭生活を送れるよう支援します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人	3	3	3	3	3	3

■見込み

- ・第6期は、実利用者1人増加により、実績値が計画値を上回りました。第7期では、実績の量が継続することを見込みます。

■確保策

- ・見込んだ量に対応して、支援を継続します。

⑧ 日中一時支援事業

- ・タイムケア事業*との併用により家庭における介護の支援を強化します。
- ・事業の充実を図るため年間の1人当たりの利用時間を設定します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人/月	12	15	15.7	15	15	15

■見込み

- ・第6期は、実績値が計画値を大幅に上回りました。第7期は、この傾向が続くと想定し、15人/月の量を見込みます。

■確保策

- ・見込んだ量に対応して、支援を継続します。

⑨ 成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見制度*の利用に要する費用のうち、成年後見制度*の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を補助します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
人	0	0	0	1	1	1

■見込み

- ・第6期は、1人以上の利用を見込みましたが、実績はありませんでした。第7期は、村要綱改正により対象者が広がることから、1人以上の利用を見込みます。

■確保策

- ・見込んだ量に対応した支援を実施します。

⑩ 成年後見制度法人後見支援事業

- ・成年後見制度*における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備し、市民後見人*の活用も含めた法人による成年後見の活動を支援します。

	第6期計画の実績			第7期計画の見込量		
年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)
体制の有無	あり	あり	あり	あり	あり	あり

■見込み

- ・第6期は上伊那成年後見センターへ委託しています。第7期も同様に見込みます。

■確保策

- ・今後も事業が実施できる体制を整備していきます。